

お知らせ information

防犯カメラの設置及び運用に関する条例を施行

安全で安心して暮らすことのできる地域社会を実現するとともに、市民の皆さんの権利利益を保護するため、防犯カメラの設置や運用についてのルールを定めた条例を、11月1日から施行します。

同条例では、市、商店会、町会等が、犯罪の予防を目的として、道路や公園等の公共の場所に向けて防犯カメラを設置する場合は、義務等を定めていますが、義務の対象とならない防犯カメラの設置者についても、可能な限り基本原則を遵守して、適正な設置および運用に努めることを求めるものです。詳しくは市ホームページをご覧ください。

【主な内容】
 ▼ 設置運用基準を策定し、市長に届け出ること
 ▼ 撮影対象区域を明確にし、管理責任者を置くなどの措置を講ずること
 ▼ 画像等の漏えい、滅失、盗難、紛失等が生じないよう必要な措置を講ずること
 ▼ 法令等に定めがある場合等を除き、画像等の設置目

的以外への利用または第三者への提供をしてはならないこと
問合せ 地域安全課地域安全係 ☎042-387-9806

委員募集

〈仮称〉新福祉会館建設検討委員会委員
 市では、(仮称)新福祉会館建設の建設計画および基本設計の策定に当たり、(仮称)新福祉会館建設検討委員会を設置します。

委員は、公募市民、学識経験者、関係団体の代表者等を合わせて13人で構成されます。

このたび、公募委員を募集します。

募集人員 4人(選考)

対象 市内在住・在勤・在学中で、平成27年10月30日現在18歳以上の方

任期 委嘱日(平成28年10月31日)

応募方法 10月30日(消印有効)までに、直接、郵送またはファクスで、作文(400字以内・課題Ⅱ「(仮称)新福祉会館のあるべき姿とは」・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、地域福祉課へ。

問合せ 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9804 住所不

教育長に山本修司氏を再任



山本修司氏が、平成27年第

3回市議会定例会において、議会の同意を得て、教育長に再任されました。

なお、任期は10月1日(平成30年9月30日)の3年間で

65歳、町田市在住

要・市役所第二庁舎2階 ☎042-387-9915 FAX 042-384-2524
〈男女平等推進審議会委員〉
 市では、男女共同参画施策を総合的かつ計画的に推進するために男女平等推進審議会を設置しています。

審議会は、市民公募5人以上および学識経験者5人以上で構成されています。

このたび、任期満了に伴い委員を募集します。

募集人員 5人(選考)

対象 市内在住・在勤・在学中で、平成28年1月23日現在18歳以上の方

任期 委嘱日から2年間(任期中11回程度開催)

応募方法 11月5日(必着)までに、直接、郵送またはファクスで、小論文(800字以内・課題Ⅱ「小金井市の男女平等や男女共同参画をすすめるために必要なこと」・住所・氏名・年齢・性別・電話番号を明記し、企画政策課男女共同参画室へ。

問合せ 企画政策課男女共同参画室 ☎042-387-9853 FAX 042-387-1224

報酬 1万円(1回)

選考方法 市役所内で設けた選考委員会で、論文による審査・選考を行います。

選考結果 応募者全員に選考結果をお知らせします。提出していただいた論文は、選考後返却します。

選考基準 必要な方はお問い合わせください。

その他 ▼すでに市が設置している附属機関等の委員の方は、原則として一つまでしか他の附属機関の委員を兼ねる

ことができません。(臨時的・限定的に設置される附属機関等は、その他に一つに限り兼ねることができません。)
 ▼市の関係者を除く。

福祉会館の今後の方向性に関する説明会の開催

福祉会館の閉館に伴い、公民館と合同で福祉会館で行っている事業等に対する市の見解、今後の方向性についての説明会を開催します。

なお、当日配布予定の、福祉会館、公民館本館の代替施設となる集会施設・公民館各館の一覧は、福祉会館および公民館各館で配布しています。今後の活動場所の検討材料として活用ください。

とき ①10月29日(木)午後6時～8時 ②11月1日(日)午後1時～3時

※ ①②とも同内容です。

ところ ①市民会館・萌え木ホール ②福祉会館5階

対象 市内在住・在勤・在学中の方

その他 ▼保育あり(おやつ等持参) ▼手話通訳あり

申込方法 当日直接会場へ。

問合せ 地域福祉課地域福祉係 ☎042-387-9915

第4次基本構想・後期基本計画(案)に関する市民フォーラムを開催

長期計画審議会では、市の将来像「みどりが萌える・子どもが育つ・きずなを結ぶ小金井市」の実現をめざし、第4次基本構想・後期基本計画(案)を審議しています。

このたび、同計画(案)を作成しましたので、市民フォーラムを開催します。

ぜひ、ご参加ください。

ところ 商工会館2階大会議室
対象 市内在住・在勤・在学中の方
その他 ▼保育あり(1歳以上の未就学児。6人。要事前申込) ▼手話通訳あり

申込方法 当日直接会場へ。

問合せ 企画政策課企画政策係 ☎042-387-9800

臨時福祉給付金の申請はお済みですか

消費税率の引き上げによる影響を緩和するため、臨時福祉給付金を支給しています。支給対象となる可能性のある方には、7月末に申請書を送付しました。

申請期限 平成28年1月15日(消印有効)

支給対象者 平成27年1月1日現在、小金井市の住民基本台帳に登録されている方で、市民税(均等割)が課税されていない方。ただし、課税されている方の扶養親族等や生活保護費等の受給者は対象となりません。

給付額 1人につき6千円

申請方法 申請書等を同封の返信用封筒で返送してください。なお、市役所第二庁舎8階2会議室でも受け付けています。申請書等をお持ちでない方はご連絡いただくか、ホームページからダウンロードしてください。

問合せ 市臨時福祉給付金専用ダイヤル ☎0570-0019992

上水公園運動施設 テニスコートの利用中止

整備工事のため、次の期間の利用を中止します。

期間 11月2日(月)～30日(月)

問合せ 生涯学習課スポーツ振興係 ☎042-386-2462

第32回 駅前放置自転車クリーンキャンペーン

10月22日(木)～31日(土)

放置自転車をなくすために、駅前放置自転車クリーンキャンペーンを、10月22日(木)～31日(土)に、各種団体のご協力をいただき、駅前前で実施します。「私の1台ぐらいなら」と思う気持ちが放置の始まりです。より良い環境をつくりあげるために次のことを心がけましょう。

▼ 駅の近くにお住まいの方は、健康のために歩きましょう。

▼ 駅までバス利用できる方は、バスを利用しましょう。

放置禁止区域とは
 自転車等を放置することを禁止している区域で、駅周辺におおむね500m以内です。

駅周辺では、連日、放置自転車等の撤去をしています。放置自転車をなくすため、日ごろから、警察、地元住民のご協力をいただいています。

撤去した自転車の引き渡し
 撤去した自転車等は、次のとおり引き渡します。

引き取りがない場合は、おおむね2か月を経過したあと、処分します。

【引渡日時】
 月曜・水曜・金曜日の午後1時～5時、火曜・木曜・土曜・日曜日の午前9時～午後5時(12月29日～1月3日を除く)

【引渡場所】
 貴井北町第2自転車保管所

(貴井北町3-23-13)
【撤去手数料】
 自転車1台500円、原動機付自転車1台3千円

【持参する物】
 本人もしくは代理人であることが確認できるもの(免許証、保険証等)、撤去手数料 ※所有者以外の方が引き取る場合は、委任状が必要です。

交通ルールを守りましょう
 自転車等の乱暴な運転で歩行中に危険な目に遭った、マナーが悪く不愉快な思いをしたなどの苦情が、市に多く寄せられています。自転車を利用するときは、次のルールを守り、歩行者に迷惑をかけるないようにしましょう。

▼ 自転車は、乗れば車と同じです。人は右側、車は左側の交通ルールのとおり、左側通行を守りましょう。

▼ 歩道を通行するときは、歩行者が優先です。歩行者がいる場合は、歩行者の通行を妨げないようにしましょう。

▼ 交差点では出会い頭の事故が多発します。一時停止のときは必ず止まり、左右を確認しましょう。

▼ 2人乗りやシグザグ運転はやめましょう。

▼ 夜間の無灯火運転は、危険です。自転車を利用するときは、必ずライトをつけましょう。

▼ 自転車運転中に携帯電話を使用することは、危険です。やめましょう。

▼ 自転車を運転する際は、ヘルメットを着用するように努めましょう。

困ります! 自転車置きざり 知らんぷり

Illegally parked bicycles make trouble & left

駅前放置自転車クリーンキャンペーン
 10/22(木)～10/31(土)

放置禁止

自転車駐車場のご利用

駅周辺に自転車等をお越しの際は、自転車駐車場をご利用しましょう。(左表)

一時利用可能な自転車駐車場		
自転車駐車場名	受付時間	
武蔵小金井地区	武蔵小金井北第1	午前6時30分～午後8時(年末年始を除く)
	武蔵小金井南第2	全日
	武蔵小金井南第7	午前8時30分～午後10時30分
東小金井地区	東小金井北第1・8	全日
	東小金井南第3	
	東小金井駅西側高架下⑧	
新小金井地区	新小金井西第1	午前6時30分～午後8時(年末年始を除く)

利用方法は、各自自転車駐車場または指定管理者のシルバー人材センター ☎042-383-16141) にお問い合わせください。

問合せ 交通対策課交通対策係 ☎042-387-9850